

実績評価書(案)

政策評価に関する有識者会議 労働WG（第18回）	資料 4－1
令和7年7月16日	

(厚生労働省6(V-5-1))

施策目標名	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること (施策目標Ⅴ－5－1) 基本目標Ⅴ：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5：求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること						
施策の概要	【求職者支援制度について】 ○ 本施策は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保し、職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にするとともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援により、求職者の早期の就職を支援するものである。 なお、求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」がある。 ○ また、ハローワークは求職者に対してキャリアコンサルティングを実施し、適切な訓練へと誘導するとともに、個々の求職者の状況を踏まえて作成した就職支援計画に基づき、訓練期間中から訓練修了後まで、一貫した就職支援を行い、求職者の早期の就職に向けて取り組んでいる。 【受講勧奨について】 ○ 訓練の受講促進のため、ハローワークの所内で、来所者の目に訓練情報が触れる機会をできる限り増やすとともに、来所者と接するあらゆる機会を活用して、訓練の受講を積極的に働きかけている。 ○ また、関係機関（都道府県、市町村、労使団体、商業施設など）や、生活困窮者の支援機関（社会福祉協議会、自立相談支援機関、福祉事務所など）と連携した訓練の周知・広報のほか、SNS（LINE、Twitter、Facebook）などを活用したアウトリーチ型の周知・広報を行っている。 ○ さらに、訓練奨励金の上乗せ等により、訓練コースの設定を促進している。						
施策を取り巻く現状	○ 平成25年度を対象として行われた調査では、雇用保険（失業給付基本手当）の受給期間中に再就職先が見つかった人は4割程度である（平成28年度JILPT調査）。 ○ こうした、雇用保険が適用されない又は雇用保険の受給が終了しても再就職ができないといった、雇用保険の給付を受けられずに失業している求職者に対して、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして求職者支援制度による支援を行う必要がある。 ※1 求職者支援訓練の受講者数の推移 令和2年度：23,734人（うち基礎コース5,838人、実践コース17,896人） 令和3年度：28,260人（うち基礎コース5,217人、実践コース23,043人） 令和4年度：40,289人（うち基礎コース6,230人、実践コース34,059人） 令和5年度：44,699人（うち基礎コース6,019人、実践コース38,680人） 令和6年度：38,944人（うち基礎コース6,129人、実践コース32,815人）※速報値 ※2 職業訓練受講給付金の受給者数（その年度に職業訓練受講給付金を初めて受給した者の数） 令和2年度：10,406人 令和3年度：13,371人 令和4年度：15,289人 令和5年度：10,453人 令和6年度：7,673人 ○ ハローワーク利用者への訓練の周知・受講勧奨に加え、関係機関や生活困窮者の支援機関と連携した訓練の周知・広報、SNSなどを活用したアウトリーチ型の周知・広報を実施するとともに、訓練コースの設定を促進している。 ○ しかしながら、対象者人員（当初見込み）には届いていない状況。 （参考）令和6年度は受講者数当初見込み48,261人に対して、受講者数（※速報値）は38,944人（対前年度比13%減）。						
施策実現のための課題	1	雇用保険の対象とならずに失業している求職者がおり、引き続き、雇用保険の対象になっていない方々に対する安定した就職の実現に向けた制度の活用促進に取り組む必要がある。					
	2	必要な者に制度による支援が行き届いていない可能性があり、引き続き、雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講促進に取り組む必要がある。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う。		求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間の第二のセーフティネットとして創設された制度であり、就職に結びつくための職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保するとともに、また、当該訓練の受講を容易にするために、職業訓練受講期間中に給付金を支給することにより、求職者の生活を支援するとともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援を行う必要があるため。			
	（課題1）						
	目標2	雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する。		雇用保険の対象とならずに失業している求職者が求職者支援訓練を通じて安定した就職を実現できるよう、引き続き、ハローワーク利用者への訓練の周知・受講勧奨やアウトリーチ型の各種周知・広報、訓練コースの設定促進の取組により、求職者支援訓練の受講を促進する必要があるため。			
（課題2）							
施策の予算額・執行額等	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	予算の状況 （千円）	当初予算（a）	25,212,515	27,775,127	26,844,079	25,852,397	26,083,142
		補正予算（b）	0	0	0	0	0
		繰越し等（c）	0	0	0	0	
		合計（a+b+c）	25,212,515	27,775,127	26,844,079	25,852,397	
	執行額（千円、d）	15,118,662	17,640,328	19,201,056	18,585,344		
執行率（％、d/（a+b+c））		60.0	63.5	71.5	71.9		

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	平成23年1月24日	雇用保険を受給できない方への第二のセーフティーネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。
	第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説	令和3年3月5日	(感染症対策等) 求職者への就労支援などを充実させるとともに、雇用が不安定な状況におかれている方々のステップアップを効果的に支援できるよう、求職者支援制度の運用改善等にも取り組んでまいります。

達成目標1について		雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う									
測定指標	指標1 求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の雇用保険適用就職率（アウトカム）	指標の選定理由	求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であるため、就職率（雇用保険適用就職率）を測定指標に設定。 （出典）厚生労働省「ハローワークシステム職業訓練情報データ」より訓練企画室にて集計								
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	令和5年度の目標値（基礎58%、実践63%）及び過去5年（平成30年度～令和4年度）の就職率実績（平均値：基礎55.9%、実践61.1%）を踏まえて設定した。 （※）令和6年度実績は、令和6年8月末までに終了した訓練コースの訓練終了後の実績（速報値。確定値は令和8年1月に公表予定）。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	○	△	
		—	・58%以上（基礎コース） ・63%以上（実践コース）	・58%以上（基礎コース） ・63%以上（実践コース）	・58%以上（基礎コース） ・63%以上（実践コース）	・58%以上（基礎コース） ・63%以上（実践コース）	・58%以上（基礎コース） ・63%以上（実践コース）	・58%以上（基礎コース） ・63%以上（実践コース）			
		・52.5%（基礎コース） ・60.0%（実践コース）	・53.9%（基礎コース） ・60.0%（実践コース）	・57.1%（基礎コース） ・59.0%（実践コース）	・60.1%（基礎コース） ・60.6%（実践コース）	・62.7%（基礎コース） ・61.8%（実践コース）					
	指標2 求職者支援訓練修了者における満足度（アウトカム）	指標の選定理由	求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握・分析し、必要な場合には、訓練内容やハローワークの就職支援等業務内容の見直しを検討する必要があるため、本指標を測定指標に設定。 （参考）令和6年度実績値93.4%は分母：ハローワークの支援指示により求職者支援訓練を受講した者のうち、訓練修了者に対するアンケート調査の回答総数（8,514人）、分子：アンケート調査にて満足した旨の回答数（7,951人）から算出したもの。 （出典）厚生労働省「アンケート調査」より訓練受講支援室にて集計								
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指標として、総合的な満足度で90%以上を得ることを目標値として設定した。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	○		
		—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上			
		94.0%	95.1%	95.1%	92.0%	93.4%					
	【参考】指標3 職業訓練受講給付金初回受給者数（アウトプット）	実績値									
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
10,406人			13,371人	15,289人	10,453人	7,673人					

達成目標2について		雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する								
測定指標	指標4 求職者支援訓練受講者数 (アウトカム)	指標の選定理由	雇用保険を受給できない求職者に対する、職業訓練の実施による職業能力開発の機会の確保を把握するため、求職者支援訓練受講者数を測定指標に設定。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3、4年度における職業訓練受講給付金の特例措置や雇用保険の訓練延長給付の影響、令和5年度における求職者支援訓練受講者数の伸び率等を踏まえて設定した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	○	△
		-	50,000人	50,582人	52,400人	49,591人	48,261人	48,261人		
			23,734人	28,260人	40,289人	44,699人	38,944人 (※速報値)			
	【参考】指標5	実績値								
	求職者支援訓練設定コース数 (アウトプット)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
			2,862コース	3,508コース	3,626コース	3,902コース	3,445コース			
	【参考】指標6	実績値								
	求職者支援訓練デジタル分野設定コース数 (アウトプット)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
			175コース	566コース	760コース	982コース	851コース			

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	(有識者会議WG後に記載)
-----------------	---------------

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由) 【達成目標1:雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う】 ・ 指標1の求職者支援訓練における訓練修了後3ヶ月後の就職率については、基礎コースは目標を達成した一方、実践コースは目標にわずかに届かなかったため、達成度は「△」とした。 ・ 指標2については、求職者支援訓練終了者における満足度が90%以上という目標を達成した。
		【達成目標2:雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する】 ・ 指標4については、コロナ禍の特例措置として、一部の訓練コースにおいて訓練期間・時間の特例措置を設けていたが、令和6年4月より特例措置が見直されたこともあり、目標には届かなかった。
		【総括】 ・ 以上より、全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」となり、現行の取組を継続した場合に、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられることから、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B【達成に向けて進展あり】と判定した。
	施策の分析	(有効性の評価)
		【達成目標1:雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う】 ・ 指標1については、実践コースは目標にわずかに届かなかった(目標達成率98%)ものの、実績値は前年度比増かつ近年上昇傾向にあり、また、基礎コースは目標を達成した(目標達成率108%)ことから、現下の取組は有効に機能していると評価できる。 ・ 指標2については、目標を達成していることから、求職者支援制度の受講者等に対するハローワークにおけるきめ細かな就職支援(職業訓練の開始前から終了後の就職に至るまで、就職に向けた個別・伴走型の支援)等が有効に機能していると評価できる。
		【達成目標2:雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する】 ・ 指標4については、コロナ禍の特例措置として、一部の訓練コースにおいて訓練期間・時間の特例措置を設けていたが、令和6年4月より特例措置が見直されたこともあり、目標には届かなかった。しかし、雇用保険の対象とならずに失業している求職者に対する各種周知・広報等の取組により、概ね目標は達成していることから、現在の取組は有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価)
		【達成目標1:雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う】 近年予算額が大きく変わっていない中、ハローワークが職業訓練の情報提供から訓練受講後の就職までの支援を、訓練実施機関との連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行ったことにより、指標1については概ね目標を達成、指標2については目標を達成しており、求職者支援訓練は効率的に実施していると評価できる。
		【達成目標2:雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する】 指標4については、近年予算額が大きく変わっていない中、雇用保険の対象とならずに失業している求職者が求職者支援訓練を通じて安定した就職を実現できるよう、求職者支援制度の周知・広報や積極的な受講勧奨の取組を行ったことにより、目標を概ね達成しており、求職者支援制度の受講促進について効率的に実施していると評価できる。

		(現状分析)
		【達成目標1:雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う】 求職者支援制度は、雇用保険の受給資格者でない求職者に対し、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する訓練を実施し、一定の要件を満たす場合には、訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付金を支給して、対象者の早期再就職を図ることを目的としており、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして位置づけられ、その役割は重要であり、指標1・2の実績値も順調に推移していることから、引き続き、目標達成を目指し、雇用保険の対象になっていない方々等の安定した就職の実現に向けて就職支援等に取り組む必要がある。
		【達成目標2:雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する】 指標4については、近年、連続して目標に届いていない(対象者人員(当初見込み)に届いていない)が、受講促進に向けては、令和5年度の行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘等も踏まえ、 ・ ハローワークにおける求職者への周知のほか、生活困窮者等を支援する地方公共団体など関係機関との連携の強化や各種マスメディアを活用した幅広い広報 ・ 地域職業能力開発促進協議会でのヒアリング等を通じて企業が求める人材ニーズに応じたデジタル分野コースの充実を図るとともに、デジタル分野の訓練コースの奨励金上乘せにかかる必要な予算額の計上、企業実習を組み込んだコースの設定など訓練内容の改善、ハローワークにおける職業訓練修了者歓迎求人や未経験者応募可能求人の確保など就職支援の強化 ・ 職業訓練コースについて、地域職業能力開発促進協議会において、関係者からの意見の聴取や産業ニーズを踏まえた訓練内容を設定するとともに、職業訓練コースの内容に関連した業務への就職となるよう同会ワーキンググループにおいて、個別の訓練コースの訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善 等に取り組んでいるところ。求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして位置づけられ、その役割は重要であることから、引き続き、目標達成を目指し、雇用保険の対象になっていない方々等の安定した就職の実現に向けて受講者の確保に取り組む必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1:雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う】 求職者支援制度について、就職率及び訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握・分析し、必要な場合には、訓練内容やハローワークの就職支援等業務内容の見直しを検討する必要があることから、引き続き指標1と指標2を測定指標に設定し、目標達成に向け、着実に取組を進める。
		【達成目標2:雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する】 求職者支援制度について、安定した就職の実現に向けて、訓練受講が効果的であると思われる求職者に対して受講促進を図るため、引き続き目標達成に向け、着実に取組を進める。

参考・関連資料等	- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)(下記検索サイトから検索できます) URL:https://laws.e-gov.go.jp/ - 求職者支援制度 URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html
----------	---

担当部局名	職業安定局 人材開発統括官	作成責任者名	(職業安定局) 訓練受講支援室長 吉村 賢敏 (人材開発統括官) 訓練企画室長 鈴木 良尚	政策評価実施時期	令和7年7月
-------	------------------	--------	--	----------	--------